

・解答

	借方科目	金額	貸方科目	金額
1	支払手形	500,000	支払手形	500,000
	支払利息	10,000	現金	10,000
2	未収入金	3,800,000	未決算	3,950,000
	火災損失	150,000		
3	(試験範囲の改定により試験範囲外となったため削除)			
4	当座預金	176,400	売掛金	180,000
	売上割引	3,600		
5	広告宣伝費	64,000	本店	64,000

・解説

1. 手形の更改に関する問題です。

あまり見かけない問題ですが、やっていることは「旧手形を新手形に交換するだけ」です。具体的には、かつて振り出していた旧手形 500,000 円を、新手形 500,000 円に振り替えます。

なお、本問は問題文に「支払期日延長にともなう利息 10,000 円は現金で支払った」とありますが、**新手形の額面に含めて処理する問題**も考えられるので、あわせて押さえておきましょう。利息の分だけ新手形の額面金額が大きくなります。

☆参考 1：新手形の額面に含めて処理する場合の仕訳

(借) 支払手形 500,000 / (貸) 支払手形 510,000
 (借) 支払利息 10,000

最後に、手形の所持人である大分商店の仕訳も確認しておきますが、基本的な考え方は同じです。旧手形を新手形に振り替えるとともに、現金による利息の受け取りを処理するだけです。

☆参考 2：手形の所持人である大分商店の仕訳

(借) 受取手形 500,000 / (貸) 受取手形 500,000
 (借) 現金 10,000 / (貸) 受取利息 10,000

手形の更改に関する問題は、第 136 回の間 4でも出題されているので、あわせてご確認ください。

2. 固定資産の滅失に関する問題です。

本問はまず資産が焼失した時の仕訳を考えましょう。

建物減価償却累計額は、平成 2 年 4 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日までの **20 年分の減価償却費**を計算します。

また、減価償却費は、平成 22 年 4 月 1 日から平成 22 年 5 月 31 日までの **2 か月分の減価償却費**を月割りで計算します。

- ・建物減価償却累計額 = (10,000,000 円 × 0.9 ÷ 30 年) × 20 年 = 6,000,000 円
- ・減価償却費 = (10,000,000 円 × 0.9 ÷ 30 年) × 2 か月 ÷ 12 か月 = 50,000 円
- ・焼失時の帳簿価額 = 10,000,000 円 - 6,000,000 円 - 50,000 円 = 3,950,000 円 (→未決算)

☆参考：火災が発生したときに既に切っている仕訳

(借) 建物減価償却累計額 6,000,000 / (貸) 建物 10,000,000
 (借) 減 価 償 却 費 50,000
 (借) 未 決 算 3,950,000

そのうえで、問題文に「保険金 円 3,800,000 について本日支払う旨の連絡を保険会社から受けた」とあるので、保険金受取確定額 3,800,000 円と未決算勘定 3,950,000 円の貸借差額 150,000 円を火災損失で処理します。

また、現時点では保険会社から連絡を受けただけでまだお金を受け取っていないので、未収入金勘定を使って処理します。

★解答・保険金の受取が確定したとき

(借) 未収入金 3,800,000 / (貸) 未決算 3,950,000
 (借) 火災損失 150,000

固定資産の滅失に関しては、「滅失時（上記の参考仕訳）」または「保険金の受取額確定時（本問の解答仕訳）」のどちらかの仕訳が問われます。

仕訳のポイントは、「固定資産が滅失したときの帳簿価額を未決算勘定に振り替える」「保険金の受取額が確定したら、未決算勘定との差額を特別損益で処理する」の2点です。

固定資産の滅失に関する問題は、第100回の間3や第108回の間3、第109回の間5、第114回の間4、第119回の間5、第122回の間4、第131回の間1、第138回の間1でも出題されているので、あわせてご確認ください。

3. (試験範囲の改定により試験範囲外となったため削除)

4. 売上割引に関する問題です。

売上割引は、早期回収の見返りとして代金の割引を行う際に使う勘定をいい、売上戻りや売上値引のように売上控除項目として処理するのではなく「売上割引」という独立の科目をもって、**営業外費用として処理**します。

本問は、早期回収の要件を満たしていますので売上割引を計上しますが、早期回収の要件は会社・取引ごとに異なりますし、日商簿記検定2級の仕訳問題で出題される場合は**売上割引の適用期限を記載→期限内の返済→売上割引の計上**という毎度おなじみの流れで処理するだけなので、割引要件などを暗記する必要はありません。

売上割引に関する問題は、第104回の間4や第112回の間2、第118回の間1でも出題されているので、あわせてご確認ください。いずれも簡単な問題ばかりです。

5. 本支店会計に関する問題です。

支店間取引については「本店集中計算制度」と「支店分散計算制度」の2つがあり、採用している制度により仕訳が異なるので、まずは両制度の概要を確認しましょう。

■本店集中計算制度

支店間取引をそれぞれの支店が記帳する場合に、本店を相手にすべて取引したものとみなして記帳する制度です。各支店は本店勘定のみを設定し、本店は各支店の勘定を設定します。

本店集中計算制度は、本店が「本店⇄支店」の取引だけでなく「支店⇄支店」の取引まで全て把握することができるので、本店による支店管理の観点からは望ましい制度ですが、記帳事務が煩雑になるというデメリットもあります。

■支店分散計算制度

支店間取引をそれぞれの支店が記帳する場合に、本店を経由することなく、取引の事実に従って記帳する制度です。各支店は本店勘定だけでなく取引のある各支店の勘定を設定し、本店は各支店の勘定を設定します。

支店分散計算制度は、本店集中計算制度に比べて記帳事務を簡略化することができますが、本店が「支店⇄支店」の取引をリアルタイムに把握できないというデメリットもあります。

それでは、上記のことを踏まえたうえで実際に問題を考えていきましょう。本問は、本店集中計算制度による京都支店の仕訳を問う問題ですが、パッと解答仕訳を導き出せない方は京都支店だけでなく本店や愛知支店の仕訳も考えると分かりやすいです。

まず、問題文の「**京都支店負担の広告宣伝費 ¥ 64,000 を愛知支店が立替払いした旨の連絡を本店から受けた**」という一文から、京都支店において広告宣伝費 64,000 円が発生し、愛知支店の現金（説明の便宜上、現金で支払ったと仮定します）が 64,000 円減少したことが分かります。

☆参考・京都支店の仕訳

(借) 広告宣伝費 64,000 /

☆参考・愛知支店の仕訳

/ (貸) 現金 64,000

また、本問は本店集中計算制度を採用しているので、「京都支店は**本店**に広告宣伝費 64,000 円を払ってもらった→本店は京都支店に対して同額の債権が発生した」と考えるとともに、「愛知支店は**本店**の広告宣伝費 64,000 円を立て替え払いした→本店は愛知支店に対して同額の債務が発生した」と考えます。

★解答・京都支店の仕訳

(借) 広告宣伝費 64,000 / (貸) 本 店 64,000

☆参考・愛知支店の仕訳

(借) 本 店 64,000 / (貸) 現 金 64,000

☆参考・本店の仕訳

(借) 京 都 支 店 64,000 / (貸) 愛 知 支 店 64,000

【京都支店の貸方の本店勘定】 ←対応→ 【本店の借方の京都支店勘定】

【愛知支店の借方の本店勘定】 ←対応→ 【本店の貸方の愛知支店勘定】

最後に、本店集中計算制度ではなく支店分散計算制度を採用している場合は、本店を経由せずに仕訳を切ります。参考までに、上記の仕訳と対比して押さえておいてください。

☆参考・京都支店の仕訳

(借) 広告宣伝費 64,000 / (貸) 愛知支店 64,000

☆参考・愛知支店の仕訳

(借) 京都支店 64,000 / (貸) 現金 64,000

☆参考・本店の仕訳

仕訳なし

【京都支店の貸方の愛知支店勘定】 ←対応→ 【愛知支店の借方の京都支店勘定】

本支店会計に関する問題は、第 116 回の間 3や第 121 回の間 1、第 137 回の間 1、第 140 回の間 2、第 142 回の間 5、第 145 回の間 5でも出題されているので、あわせてご確認ください。